様式４

共同企業体協定書（例）

## （目的）

### 当共同企業体は、「広島県立びんご運動公園」の民間活力導入事業及び管理運営業務（以下「事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

## （名称）

### 当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下｢企業体｣という。）と称する。

## （事務所の所在地）

### 企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

## （成立の時期及び解散の時期）

### 企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、事業期間終了後、３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

#### 事業の設置等予定者及び指定管理者の候補者となることができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

## （構成員の所在地及び名称）

### 企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所　在　地

　団　体　名

所　在　地

　団　体　名

所　在　地

　団　体　名

## （代表者の名称）

### 企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

## 　（代表者の権限）

### 企業体の代表者は、当該施設の事業に関し、企業体を代表して、広島県と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理経費の請求、受領する権限を有するものとする。

## （構成員の出資の割合）

### 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該施設の事業内容について変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

#### 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

## （運営委員会）

### 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該施設の事業に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、事業の完了に当たるものとする。

## （構成員の責任）

### 各構成員は、当該施設の事業に関し、連帯して責任を負うものとする。

## （取引金融機関）

### 企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

## （決算）

### 当企業体は、単年度ごとに決算するものとする。

## （利益金の配分の割合）

### 決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

## （欠損金の負担の割合）

### 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

## （権利義務の譲渡の制限）

### 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

## （共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置）

### 構成員は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、企業体が当該施設を管理する期間が満了する日　までは脱退することができない。

#### 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、残存構成員が当該施設を共同連帯して管理するものとする。

#### 第１項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

#### 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の際欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

#### 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

## （構成員の除名）

### 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当該施設の事業において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び広島県の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

#### 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

#### 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

## （共同企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等）

### 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、第１６条第２項から第５項までの規定を準用する。

## （代表者の変更）

### 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び県の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

## 　（解散後のかし担保責任）

### 当企業体が解散した後においても、当該施設の管理につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

## 　（協定書に定めのない事項）

### この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するとともに１通を広島県に提出するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　共同企業体の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

団　体　名

　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

団　体　名

　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

委　任　状（例）

　共同企業体の名称　　　　　　　　　　　共同企業体

　受任者

　　共同企業体代表者　 所在地

　　　　　　　　　　　 名称

　　　　　　　　　　　 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当該共同企業体と広島県との間における

次の事項に関する権限を委任します。

１　委任事項

（１）広島県立びんご運動公園民間活力導入事業基本協定の締結の件

（２）広島県立びんご運動公園の管理に関する包括協定及び年度別協定の締結の件

（３）管理費用等の請求及び受領に関する件

（４）広島県立びんご運動公園民間活力導入事業特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結の件

（５）公募対象公園施設の設置管理許可申請に関する件

２　委任期間

　令和○○年○○月○○日から当該事業終了期間の満了後３カ月を経過する日まで

委任者

　共同企業体構成員　　所在地

　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印